

高松市地域防災計画の修正に係るパブリックコメント実施結果

本市では、令和2年2月19日（水）から3月18日（水）まで、高松市地域防災計画の修正に係るパブリックコメントを実施しました。いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので公表いたします。


(1) 意見総数 13件（5名）

(2) いただいた御意見（要旨）をそれに対する市の考え方

※ 御提出いただいた御意見は、趣旨の変わらない範囲で、簡素化及び文言等の調整をしています。

	御意見（要旨）	市の考え方
1	徳島市、高知市、松山市の地域防災計画と比べ、とても読みにくい。図表の活用、見出しの工夫、文字フォントなどの工夫、ですます調での表現などにより、単なる行政文書ではなく一般市民でも理解しやすい計画書とするべきである。	御指摘の趣旨を踏まえ、他市町計画のレイアウトや表現等も参考にしながら、今後、市民の皆様により分かりやすい計画となるよう努めてまいります。
2	地区防災計画の作成上の参考資料としてはよくできているが、各地域の特性に基づき、各地域が地区防災計画の作成・実践・検証するためにもっとわかりやすく表現する必要がある。	

	御意見（要旨）	市の考え方
3	<p>地震対策編と津波対策編はほとんど内容が同じであり、分割する意義が見いだせない。地震津波対策編としてまとめたほうが良いと思う。また、津波対策編に空港施設の記述があるなど、違和感を感じる。</p>	<p>本市地域防災計画につきましては、東日本大震災を踏まえた国の防災基本計画及び香川県地域防災計画の見直しに合わせ、津波対策の充実及び整理のため、平成24年に「震災対策編」を「地震対策編」と「津波対策編」に分割したものでございます。</p> <p>津波が主に地震に起因するものであることから、重複する部分もございますが、津波避難体制の整備等、津波災害に特化した記載をしているものでございます。今後も、災害ごとの対策において、それぞれ活用してまいります。</p> <p>なお、空港施設につきましては、津波による被害は想定されていないものの、救助・輸送活動等を行うための拠点の1つとして、発災後の応急対策において不可欠なものであることから、地震対策編と同様に、津波対策編にも記載しているものです。</p>
4	<p>全ての項目において「図る」「努める」「整備する」という表現であるが、すでに整備されている事項（一例として「防災拠点施設の整備に努める」という文章があるが、市役所横の防災庁舎のことを指すのであれば、すでに完成している）については、「整備し、活用する」というような表現が適切である。</p>	<p>文章の表現につきましては、必要に応じて修正してまいります。</p>
5	<p>（各編共通） 鉄道について土讃線、本四備讃線は市内を通っていないが、記載が必要か。</p>	<p>御指摘のとおり、本市内を通過しない路線についての記載がございましたので、該当箇所について修正いたします。</p>

	御意見（要旨）	市の考え方
6	<p>（各編共通）</p> <p>緊急輸送路のうち、一般国道11号（高松東道路）のうち自動車専用道路区間は、平成29年11月に四国横断自動車道に編入されて消滅しており、削除・統合して標記すべき。</p>	<p>緊急輸送路につきましては、香川県地域防災計画において定めるものでございますが、令和2年2月に公表されました同計画において、緊急輸送路の指定についても見直しが行われましたことから、本市計画においても、御指摘の箇所を含め、同様に修正いたします。</p>
7	<p>（津波対策編 第2章 第12節）</p> <p>第1で指定緊急避難場所には津波避難ビルを含むと記載があるが、具体的な津波避難ビルに関する記載は第2の指定避難所にあり、津波避難ビルの位置付けがあいまいである。</p>	<p>御指摘の点を踏まえ、記載箇所を修正し、位置付けを明確にいたします。</p>
8	<p>（地震対策編）</p> <p>感震ブレーカーの普及についての記載が望まれる。</p>	<p>感震ブレーカーに関する記載につきましては、その有効性や他市町の状況を踏まえて、今後、検討してまいります。</p>
9	<p>（津波対策編 第3章 第6節）</p> <p>災害情報収集伝達計画は、県の地域防災計画の文章を用いているようであるが、市の役割と県の役割がごちゃごちゃになっている。また、「市町」など県文章をそのまま使ったため、違和感のある表現となっている。</p>	<p>御指摘の点を踏まえ、明確に本市の役割を示すものとなるよう表現を調整いたします。</p>
10	<p>（資料編）</p> <p>ホームページ上でも構わないので、防災行政無線屋外拡声子局の一覧表を掲載してもらいたい。自宅などで音声は聞こえるものの、拡声器がどこにあるのかわからない。</p>	<p>防災行政無線屋外拡声子局の設置箇所につきましては、たかまつ防災マップの40ページ以降において地図上での記載（…屋外拡声子局）を行っております。</p> <p>今後、本市ホームページへの一覧表の掲載なども含めて、周知方法について検討してまいります。</p>

	御意見（要旨）	市の考え方
11	<p>(地震対策編) 農業用灌漑ため池について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時…灌漑期、非灌漑期に関わらず、貯水位を下げた管理を義務付ける。 ・ 臨時情報発令時…即、堤防決壊が発生しない貯水位まで水位を下げる。 <p>香川県のため池密度は日本一であり、高松市においても市街地以外の平地部、中山間地部に大小沢山のため池が分布しております。近年多くのため池下流が宅地化され住宅が出来ております。もしも巨大地震で堤防が決壊しますと、多くの木造家屋が倒壊する危険があり、尊い人命が失われます。いくら耐震構造になっておりましても、地震で倒れなくても、池津波で流されたらおしまいです。</p> <p>そこで提案ですが、ため池築造時に比べ、稲作作付面積は相当減作しておると聞いております。ため池毎に水収支計算をして、稲作の灌漑用水が確保出来る貯水位を決めて、水利組合に納得して頂くようにしてほしい。また、もし干ばつになって減収になりましたら、行政で補償を考えなければ農家は納得しないでしょう。</p> <p>尊い人命と稲作の減収を比較すれば安いものだと考えます。宜しく、ご考察下さい。</p>	<p>香川県のため池の状況は、ため池数が全国三位（14,619箇所※）、ため池密度は全国一位（7.79箇所/km²※）となっており、狭い県土の中にため池が密集しているような状況でございます。（※出典：香川県老朽ため池整備促進計画 第1次5か年計画）</p> <p>このことから、住宅地に近接してため池が存在し、農地転用や開発許可などによる宅地化によって、一層、その傾向が強まっており、これらのため池が、巨大地震によって堤防が決壊した場合、その下流にある住宅等に大きな被害が発生するものと存じます。</p> <p>平成30年7月には、豪雨により多くのため池が決壊し、その下流で甚大な被害が発生しましたことから、国は、今後のため池対策の進め方として、防災重点ため池の再選定や緊急時の迅速な避難行動につながる対策、施設機能の適切な維持、補強に向けた対策を公表しました。</p> <p>この対策は、地震時におけるため池対策にも一定効果があるものと考えられ、現在、本市では、県と連携し、ため池データベースの充実をはじめとして、緊急連絡体制の整備、浸水想定区域図の作成などに取り組んでいるところでございます。</p> <p>御意見のありました、平常時における、灌漑期、非灌漑期にかかわらず貯水位を下げた管理の義務付けにつきましては、農業用灌漑ため池は、慣行水利権を踏まえて配水等されておりますことから、低水位管理の義務付けは困難でございます。</p> <p>また、臨時情報発令時の即、堤防決壊が発生しない貯水位までの低下につきましては、個々のため池の放流施設の構造や下流水路の規模により直ちに貯水位を低下させることは困難とは存じますが、土地改良区などのため池管理者に対し、適切に貯水位を管理していただきますよう、お願いしてまいりたいと存じます。</p> <p>いずれにいたしましても、まずは、ため池対策を着実に進めていくとともに、引き続き、県や地元土地改良区などのため池管理者、地域コミュニティ協議会などとも連携し、巨大地震時による被害の軽減につながるよう、努めてまいりたいと存じます。</p>

	御意見（要旨）	市の考え方
12	<p>(一般対策編) 第2章 災害予防計画 第4節 河川防災対策計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域の指定を受けている区域などは、「ダム等」でなく、「ダム、ため池、ポンプ場、取水施設など」と表現できないだろうか？ 水害リスク情報として、春日川付近の高潮潮位と琴電志度線の桁下高さや春日ポンプ場の稼働状況（電源喪失等）を追加してもらえないか？ 「滋賀の流水治水政策」のように流域治水的な考えのもと、三木町との関係を表現できないだろうか？ 	<p>洪水浸水想定区域の指定は、河川管理者である香川県が、想定最大規模の降雨により各河川がはん濫した際の浸水区域及び浸水深を、それぞれの河川毎に個別に定めたものとなります。</p> <p>ため池の防災につきましては、これらとは別に、現在、県と連携し、防災重点ため池についての浸水想定区域図の作成に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、御意見のありました箇所「ダム等」は、法律に基づく河川管理施設を指しており、この中には、ため池は含まれませんことから、用語の定義上、現在の表現のままいたします。</p> <p>地域の個別の水害リスク情報については、各地域から収集、集約し、本計画内に掲載するものとはなっていませんが、住民自らが地域の水害リスクを把握できるよう、本市ホームページ内にございますオープンデータたかまつ(https://opendata-portal.smartcity-takamatsu.jp/)において、市内の各潮位・水位観測地点の観測情報を10分おきに反映し、公開する等、情報提供に努めておりますので、必要に応じて御参照いただけましたらと存じます。</p> <p>また、ことでん志度線の鉄道橋桁下高と春日川の水位との関係等につきましては、橋梁設置者であります琴平高松電気鉄道株式会社と河川管理者であります香川県との間で管理されているものとなります。ポンプ場等の稼働状況につきましては、下水道部署等において施設管理を行っておりますが、電源喪失等の危機的状況が発生したり、被災状況によっては、必要に応じて、本市ホームページなどを通じて、随時、状況等を周知してまいります。</p> <p>流域治水の考えにつきましては、県及び他市町の状況も踏まえながら、今後の参考とさせていただきます。また、引き続き、香川県大規模氾濫等減災協議会等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等、外水、内水に係る多様な関係者による密接な連携体制の深化に努めてまいります。</p>

	御意見（要旨）	市の考え方
13	<p>国・県の修正を踏まえて計画を見直すことは適切だと考えます。さらに、次のステップにできるだけ早く移れることで、よりよい防災が実現できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人対応→多様な人々への対応 2. 避難訓練 3. 避難行動の伝達・浸水地域の周知 	<p>高齢者や障がい者、乳幼児、外国人など、災害時に配慮が必要な方については、災害情報の提供や避難等の手助けが迅速かつ的確に行われる体制の構築に努めており、今後も、それぞれの事情からなる多様なニーズに十分配慮した対策を行ってまいります。</p> <p>洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設（学校施設、病院、福祉施設等）の管理者等に対しては、水防法第15条の3により、洪水時の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられておりますため、本市内における該当施設に対し、計画作成や訓練の実施方法等について、助言や指導を行っているところでございます。また、浸水想定区域における施設整備については、現在のところ、法律等による規制はなされていない状況でございますが、本市の公募により整備する社会福祉施設については、浸水想定区域内において施設や事業所の創設等をする場合は、何らかの対策を講じるなど安全の確保を図るよう指導を行っております。</p> <p>転入された方に対する周知につきましては、転入手続きの際に、浸水想定区域等を掲載しているたかまつ防災マップをの入手方法をお伝えする等、情報提供に努めております。</p> <p>今後も、本市ホームページや広報紙、SNS、市政出前ふれあいトーク等、様々な機会を通じて、自然災害への備えや洪水浸水想定区域、気象情報の活用方法等について、周知・啓発に努めてまいります。</p>